

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 3 月 14 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コメリパワー米原店 米原市飯字味噌内 1022 番 1
- 2 意見の概要 米原市からの意見
 - (1) 公共下水道区域内のため、汚水は公共下水道により排除し、不必要な公共汚水柵を撤去する場合は、公共汚水ます等特別設置申請書を提出後、申請者負担で撤去されたい。なお、下水道施設の施行等については、米原市下水道条例（平成 17 年米原市条例第 144 号）の定めがあるため、米原市土木部上下水道課と協議されたい。
 - (2) 開発区域の一部の土地では下水道受益者負担金が発生するため、米原市土木部上下水道課と協議されたい。
 - (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する技術基準に基づき、緑地の確保に努められたい。
 - (4) 坂田駅周辺地区地区計画の区域内にあるため、建築物は当該地区の整備計画に適合したものとし、建築主は着工の 30 日前までに必要な届出をされたい。
 - (5) 米原市景観条例（平成 24 年米原市条例第 25 号）および米原市景観計画に配慮した建築物等にされたい。
 - (6) 屋外において広告物を設置する場合は、米原市屋外広告物条例（平成 27 年米原市条例第 44 号）等に基づき申請を行うこと。
 - (7) 建築に伴う工事上の安全確保を含めて、周辺自治会に計画内容を十分説明し、理解を得られたい。
 - (8) 出店後において予測しえない問題等が発生した場合は、関係機関と相談し、問題解決に努められたい。
 - (9) 米原市公害防止条例（平成 18 年米原市条例第 45 号）第 5 条を順守すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照 490-1
 - (2) 縦覧期間 平成 30 年 3 月 14 日から平成 30 年 4 月 16 日まで